大阪市　障がい者医療証・こども医療証・ひとり親家庭医療証

# 入院時食事代の助成のしおり



## 助成の内容

「入院時食事療養費」・「入院時生活療養費のうちの食事代」にかかる
1食あたりの自己負担額(障がい者医療証・こども医療証の場合は、
標準負担額減額後の自己負担額のみ)に対して助成します。
(「入院時生活療養費のうちの居住費」にかかる自己負担額は助成対象外です)

制度のホームページはこちら
↓

## 対象となる方

**● 障がい者医療証・こども医療証の場合**

ご加入の健康保険から標準負担額減額の認定を受けることができる市民税非課税世帯※の方で、次の①～③のいずれかに該当する方

①身体障がい者手帳1・2級の交付を受けた方
②療育手帳A(重度)の交付を受けた方
③身体障がい者手帳3級から6級の交付を受けかつ療育手帳B1(中度)の交付を受けた方

**● ひとり親家庭医療証の場合**

ひとり親家庭医療証をお持ちの方は全員、入院時食事代助成の対象となります。

**マイナンバーカードが医療証として利用できるようになります**

- 利用には「マイナ保険証」の利用登録が必要です。
- 大阪府内の対応可能な医療機関・薬局で利用できます。
(対応状況は事前にご確認ください。)
- 紙の医療証は引き続き交付しますので、これまでどおり使用できます。
- 詳細はこちらのQRコードからご確認ください。
↓

※課税世帯・非課税世帯の判定方法は、健康保険によって異なりますので、詳細はご加入の健康保険にお問い合わせください。

## 申請のお手続き

障がい者医療証・こども医療証の方は、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当(区役所内)へ申請してください。
該当する方には、「入院時食事代助成証明書」を附帯した医療証をお渡しします。

ひとり親家庭医療証の方は、医療証を申請していただくと、入院時食事代助成証明書を附帯した医療証をお渡しします。

**～申請に必要なもの～**

◆ 保険資格情報がわかるもの(マイナ保険証等)
(大阪市国保に加入の方は不要です)

◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証
(障がい者医療証・こども医療証をお持ちで、大阪市国保、大阪市で大阪府後期高齢者医療に加入の方は不要です。また、ひとり親家庭医療証をお持ちの方は、健康保険の種類に関わらず不要です)

◆ 医療証(医療証と同時に申請する場合は不要です)

## 助成の受け方

**①～③の3点をセットで医療機関の窓口に提示してください。**

①「入院時食事代助成証明書」を附帯した医療証
② 保険資格情報がわかるもの(マイナ保険証等)
③ 限度額適用・標準負担額減額認定証
(ひとり親家庭医療証の場合はお持ちの方のみ提示)

■ 医療証は、大阪府外の医療機関では使用できません。大阪府外の医療機関に入院する際は、いったん自己負担額を支払い、後日払い戻しを申請してください。
■ 医療機関でオンライン資格確認を受けることができる場合は、③の提示は不要です。

## 障がい者医療証・こども医療証に附帯した入院時食事代助成証明書をお持ちの方に守っていただきたい届け出

世帯構成、加入する健康保険の変更や所得更正により、市民税課税世帯となり、ご加入の健康保険から標準負担額の減額認定を受けられなくなったときは、医療証の有効期間内であっても入院時食事代の助成対象外になりますので、お住まいの区の保健福祉センター医療助成業務担当(区役所内)に必ず届け出てください。
助成対象外になった後に「入院時食事代助成証明書」を使用したときは、助成額を本市に返金していただきます。

# 入院時食事代の払い戻しがあります

**次の①～③のような場合、郵送にて申請していただくと、お支払いいただいた内容を審査のうえ、医療費助成制度が適用された場合との差額の払い戻しを受けることができます。**

① 大阪府外の医療機関に入院したとき
② 医療証の申請をしてから交付までの間に、医療証（入院時食事代助成証明書）を提示できずに自己負担を支払ったとき
③ 急病のときや旅行先等で、やむを得ず「入院時食事代助成証明書」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示できなかったとき
※「限度額適用・標準負担額減額認定証」については、オンライン資格確認を受けた場合を除く

## 払い戻しの申請　必要なもの

◆は必須、◇は内容によって必要になるもの

◆ 大阪市医療助成費支給申請書
◆ 振込先が確認できるもの（預金通帳の写し等）
◆ 病院の領収書原本（写し・再発行不可）
（受診者氏名、領収金額、診療年月日、発行日、保険対象点数、医療機関等の名称、入院時食事療養費・入院時生活療養費の支払金額の記載があるもの）
◆ 限度額適用・標準負担額減額認定証の写しまたは所得区分照会にかかる回答書（ひとり親家庭医療証の場合は不要）
◆ 病院等から発行された明細書
◇ 健康保険等から発行された支給（決定）通知（医療機関で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の資格確認が受けられなかった場合等）

## 払い戻しの申請　注意事項　☆申請の受付は郵送のみです

☆ 標準負担額減額前の入院時食事代を自己負担し、健康保険から減額後の標準負担額との差額の支給を受けていない場合は、ご加入の健康保険へ入院時食事代の払い戻し申請を先に行っていただく必要がある場合があります。（ご不明な点は、下記の送付先へお問い合わせください）

☆ 医療費助成の自動償還を申請されている場合であっても、入院時食事代の払い戻しは、自動償還ができませんので、払い戻しの申請が必要です。

☆ 次の申請期限の違いにご注意ください。

▸ 医療費助成の払い戻しの申請期限は、支払日の翌日から5年を経過するまでです。

▸ 健康保険への払い戻しの申請期限は、支払日の翌日から2年を経過するまでです。



## 払い戻し申請書類の送付先

**大阪市医療助成費等償還事務センター**
〒530-0035
大阪市北区同心1－5－27　大阪市北区北総合福祉センター3階
電話番号：06-6351-8200
ファックス：06-6351-8220

大阪市医療助成費等償還事務センターのホームページはこちらから→

## 助成内容・入院時食事代助成証明書の申請に関するお問い合わせ先

（市外局番はすべて06です）

| 区名 | 電話番号 | 区名 | 電話番号 | 区名 | 電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北 | 障がい者医療証　6313-9857<br>こども・ひとり親医療証 6313-9497 | 天王寺 | 6774-9857 | 城東 | 障がい者医療証　6930-9857<br>こども・ひとり親医療証 6930-9065 |
| 都島 | 6882-9857 | 浪速 | 障がい者医療証　6647-9897<br>こども・ひとり親医療証 6647-9895 | 鶴見 | 障がい者医療証　6915-9857<br>こども・ひとり親医療証 6915-9107 |
| 福島 | 6464-9857 | 西淀川 | 障がい者医療証　6478-9954<br>こども・ひとり親医療証 6478-9952 | 阿倍野 | 障がい者医療証　6622-9857<br>こども・ひとり親医療証 6622-9865 |
| 此花 | 障がい者医療証　6466-9565<br>こども・ひとり親医療証 6466-9561 | 淀川 | 障がい者医療証　6308-9857<br>こども・ひとり親医療証 6308-9423 | 住之江 | 6682-9857 |
| 中央 | 障がい者医療証　6267-9857<br>こども・ひとり親医療証 6267-9865 | 東淀川 | 4809-9850 | 住吉 | 6694-9859 |
| 西 | 障がい者医療証　6532-9857<br>こども・ひとり親医療証 6532-9952 | 東成 | 障がい者医療証　6977-9857<br>こども・ひとり親医療証 6977-9156 | 東住吉 | 4399-9857 |
| 港 | 6576-9857 | 生野 | 6715-9857 | 平野 | 4302-9857 |
| 大正 | 障がい者医療証　4394-9857<br>こども・ひとり親医療証 4394-9914 | 旭 | 障がい者医療証　6957-9857<br>こども・ひとり親医療証 6957-9173 | 西成 | 6659-9824 |

令和8年9月作成・発行：大阪市福祉局生活福祉部保険年金課　電話番号 06-6208-7971　ファックス 06-6202-4156
このしおりの内容はいずれも作成時点のものです。